

各位

被扶養者現況調査のお願い

小野薬品健康保険組合

厚生労働省の指導により、当健康保険組合に加入されている被扶養者が（ご家族）が、現在も継続して扶養認定基準を満たしていることを確認するため、「被扶養者の現況調査」を行いたく存じます。昨年同様、Webシステムにて実施しますので、ご協力ください。

1.調査対象者 ☆調査対象者には、近日中に直接メールでお知らせいたします。

・当健康保険組合に加入されている被扶養者（ご家族）をお持ちの社員（2021年7月現在）

〈除外〉 但し、以下の方については、調査対象から除外します。

- ・海外勤務者および海外研修生の被扶養者
- ・18歳以下の子、および高校生のみ被扶養者しか持たない被保険者
- ・2021年11月30日までに退職予定の方の被扶養者（2021年7月現在）
- ・2021年1月1日以降に入社された方の被扶養者

2.実施期間 2021年8月2日（月） ～ 2021年8月27日（金）

3.実施方法

①Webシステム <https://ibss.jp/portal> ※健保組合ホームページの右上にバナーを掲載

②手順 「簡易マニュアル」と「FAQ」は次項参照

4.注意事項

- ・証明書類をWebにてアップロードするのが困難な場合は、社内便にてお送り下さい。（送り先：本店 健康保険組合 久野まで）
- ・万一、期限内に証明書類が揃わない場合は、その旨を健保組合までご連絡ください。
- ・本調査に協力いただけない場合、被扶養者認定を取り消すことがあります。
- ・氏名を外字登録されている方は、その部分だけカナで表記されています。
- ・被扶養者が医療者としてコロナワクチン接種に従事した際の収入については、FAQのQ11をご参照ください。

【お問い合わせ】

本店 小野薬品健康保険組合

担当：久野（内線：820-4301）

m.hisano@ono.co.jp

TEL: 06-6222-5665 FAX: 06-6222-5650

よくある質問 被扶養者Q&A

Q1. 勤務先から保険証を交付されている場合どうすればいいのでしょうか？

A1.「健康保険被扶養者(異動)届」をすみやかに提出してください。

※添付書類として「小野薬品の健康保険証」「新たに加入された健康保険の保険証の写し」をご提出ください。

Q2. 令和3年度中に退職や雇用条件の変更を理由に当健保に加入された方の収入金額は？

A2. 退職されてから令和3年12月までの収入(見込)金額をご入力ください。

Q3. 前年の年間収入とはいつの分ですか？

A3. 令和2年1月～令和2年12月の収入額です。

前年と比べて今後の収入が著しく増える予定の方は健康保険組合までご連絡ください。

Q4. 子どもが大学生で別居していますが、送金証明は必要ですか？ また住所は別居扱いとなりますか？

A4. 学生(大学・大学院・予備校・専門学校生)は不要です。住所については同居とみなしております。

Q5. 被保険者(社員本人)の収入証明も必要ですか？

A5. 被扶養者の確認調査なので、被保険者(社員本人)分は不要です。

Q6. 確定申告をしている場合、収入額が少額でも提出が必要となっているが何故必要なのですか？

A6. 税法上の所得額と異なるため、費用内訳のわかる確定申告書類の提出をお願いしています。

健康保険で確認する収入額は、(給与所得者では税控除前の総収入額、)自営業者や不動産所得者では総収入額から必要最低限の経費(原材料費程度)を差し引いた額となっています。

Q7. 被扶養者の今年度収入が増えて、130万円(60歳以上および障害者は180万円)を超えそうなのですが・・・

A7. 健康保険組合までご連絡ください。

Q8. 子どもが大学を卒業しているのですが海外留学中です、証明書類等はどうしたらいいですか？

A8. 健康保険組合にお問い合わせください。

Q9. 交通費(通勤手当)も収入に含まれるのですか？

A9. はい、含まれます。

Q10. 単身赴任をしておりますが、住所は単身赴任先、帰省先のどちらの住所を入力したらいいですか？

A10. 帰省先のご住所を入力してください。

Q11. コロナワクチン接種業務に従事して収入が130万円を超えてしまいました(超えそうです)。

A11. 健康保険組合までご連絡ください。

(参考)被扶養者が医療職としてコロナワクチン接種業務に従事した際の収入について

https://bbs.coo-kai.jp/a/ono.co.jp/st/files/powerapps_bbs/9b147b704b7d4950a29f07c447ff1bc9.pdf